

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会

放射性廃棄物ワーキンググループ（第17回会合）

日時 平成27年2月17日（火）10：00～12：01

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

○小林放射性廃棄物等対策室長

おはようございます。定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第17回放射性廃棄物ワーキンググループを開催いたします。

本日はご多忙のところ、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は全員出席ということで、改めて感謝申し上げます。

オブザーバーをご紹介します。原子力発電環境整備機構、NUMOのほうから近藤理事長及び富森地域交流部部長、電気事業連合会から中井最終処分推進本部長代理にご参加いただいております。

続きまして、お配りした資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元をござんください。

配付資料一覧の次に、議事次第、委員名簿、資料1といたしまして基本方針の改定案について、資料2といたしまして、基本方針の新旧対照の条文をつけてございます。それから参考資料が幾つかございます。原子力環境整備促進・資金管理センターの資料が参考資料1、それから参考資料2として、資源エネルギー庁のこれまでの広聴広報活動のご紹介の資料、参考資料3といたしましてNUMOからの提出資料、参考資料4として席上のみですけれども、昨年5月のこちらのワーキングの中間取りまとめの冊子をお配りしてございます。

過不足がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは、以後の議事進行を増田委員長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○増田委員長

おはようございます。それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めていきますが、今日の議題は、最終処分法に基づく基本方針の改定案について、このようになっています。前回、基本方針改定案のたたき台を事務局から委員のほうに提示して、あらかじめ意見をいただいた上でそれを整理、反映していただくこととしておりましたのですが、今回、委員の皆さん方からいただいたご意見を踏まえた形で、事務局のほうでこの改定案を整理していただきました。それが資料1ということになります。

今日は、この改定案についてご議論いただくということであります。

終了予定時間、12時を念頭に置いておりますので、議事運営に当たってのご協力、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず先に資料1とそれから資料2、新旧対照表が資料2になっていますが、この説明をしてもらいます。その上で、委員の皆さん方からご意見をいただきたいと思いますので、それでは小林室長、資料の説明をお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

ありがとうございます。

ご説明させていただきます。

恐縮ですけれども、資料1に入る前に、前回の宿題として参考資料1を配付してございます。順番を差し込んで恐縮ですけれども、前回は、原環センターの稲垣部長からこちらの資料に基づいて、諸外国の可逆性・回収可能性についての検討状況、制度の概要ということをご紹介いただきましたけれども、その際、高橋委員のほうから指摘がございまして、次回に回答するということになってございました。

めくっていただいて、ページ番号4と書いてある紙の「おわりに」というところのまとめのところを見ていただければと思うのですけれども、この赤字が、今回、原環センターのほうで追加をさせていただいた部分です。

振り返りますと、どういうご指摘だったかという、可逆性・回収可能性について、前回の資料では、そのための措置について、安全性の確保の観点から規制基準などで規定されているケースが多いという記述でございましたけれども、規定そのものが規制基準だったとしても、そのバックグラウンドについては、より幅広い検討がなされていたのではないかと趣旨のご質問があり、その部分が宿題になってございました。それを再整理いただいたということでございます。

今、ご紹介した記述の2行上に、赤字で「可逆性・回収可能性の目的については、様々な場面を想定した理由・状況等が検討されている」という記述がございまして、個々具体的には説明を割愛させていただきますけれども、見開きの左のほうに目を移していただきますと、スウェーデン、フィンランド、フランス、ドイツ、スイスといったような国、それから下にはイギリス、カナダ、米国といったような国の検討状況というものが整理されてございまして、この赤字の部分が、今のそのまとめたところの個々、各国によって状況、それぞれ多様でございますけれども、どのような観点からこの可逆性・回収可能性といったものが議論されてきたかということのご紹介がされているということでございます。

前回の稲垣部長からの補足として、私、承っておりますのは、最終的にいわゆる法律ないし、

日本でいいますと政省令に該当するような法令に規定されているというものは、回収可能性の観点から、安全性を損なわないように、というような形で規定されているものが多い。これこそ前回ご紹介したかったと。他方でそれに至るまでのさまざまな、日本でいえば審議会のような場で、いろいろな議論がされていたという説明、それを今回、この赤字のような形で補足させていただいたということでございますので、まず最初にこちら、前回の宿題ということでご紹介をさせていただきます。

その上で、資料1と2のほうに戻っていただければと思います。

資料1「最終処分法に基づく基本方針の改定案について」というパワーポイントでご紹介させていただきます。

1 ページでございます。

今回の改定のポイントということで、1枚整理をしてございます。若干、経緯を振り返りつつご紹介させていただきますけれども、昨年4月、これは政府の閣議決定でございますが、エネルギー基本計画というものを定めまして、この中で最終処分に関することも改めて規定したところでございます。そこにおいて総合エネ調、こちらでの審議を踏まえて、この基本方針の改定を早急に行うというふうに、政府の方針として決定したところでございます。

それからご案内のとおり、一昨年末から最終処分関係閣僚会議というものも立ち上げまして、そちらのほうで幾つか決定してございます。それからこちらのワーキングのほうでは、エネルギー基本計画の策定後も議論を継続していただき、昨年5月には中間取りまとめを整理していただきました。

それから昨年秋、10月からは、議論を再開して、精力的にご議論いただいていたところがございます。昨年10月、再開時にも、この基本方針の改定に向けた議論もこのワーキングで扱いたしようということ、スターティングポイントで確認させていただき、これまで議論を進めてきたということでございます。

我々としては、主要論点についての議論が一巡したと、皆さんにご議論いただいたというふうに理解いたしまして、政府方針を明確化していくという観点から、今般、最終処分法上の基本方針の改定へと進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

二つ目のポツで、黒丸で書いたところでございますけれども、この基本方針の改定ができますれば、その先に、ということで考えているところを書いてございます。この基本方針の改定は、大きな節目だとは思いますが、それがゴールというわけではございませんので、その先に向けてどのように考えているかということでございます。まだこの問題、残念ながらと、エネルギーの立場から申し上げますけれども、課題の存在自体から広く国民に認識していただく必要がある

段階であろうというふうに考えてございます。今般の改定により政府方針を明確化し、それをまずは広く全国国民、それから自治体の方々にも発信していくことが必要だろうということで、それによってこの問題についての議論を喚起していきたいと考えてございます。

このワーキングでも、そうしたことがこの先々の、例えば有望地選定のようなことまでになんでも、大変重要だというご指摘をいただいていたと考えてございます。

その上で、これは発信というふうに申し上げましたけれども、対話が大事だという、これもこのワーキングでご指摘をいただいたところでございまして、そうした活動を進めていきたいなと思ってございます。

来年度、これはまたどのように進めるかということ自身も、このワーキングで一度議論していただければと思いますけれども、NUMO、それから電気事業者とも連携しまして、これまで以上の取り組みというものを広く展開していきたいと考えてございます。

そうしたことを視野に入れつつ、まずは基本方針の改定の中身を、今日、ご議論いただくということでございます。一昨年から始まったこちらでの議論、全体を通しまして、皆様から重要だにご指摘いただいていた点、幾つか絞ってここに掲げてございます。現世代での解決、全国大の理解醸成、科学的有望地の提示、国による申入れ、地域合意形成支援、NUMOの改善・強化、事業者の責任、可逆性・回収可能性、選択肢の確保、評価の仕組みというふうに書いてございます。こちらのワーキングなり、エネルギー基本計画等に出てきた主要論点と理解しております。

こちらについて、次のページ以降で絞ってご説明したいと思ってございます。資料2に新旧の対照条文もつけてございます。委員の皆様には前回のこちらのワーキング以降、約2週間という限られた時間でございましたけれども、案ということでご紹介をかけさせていただき、非常に限られた時間の中で建設的、精力的にご意見を頂戴できたと思ってございます。そちらも踏まえまして、今回、このワーキングでの案のご提示ということでございまして、基本方針全体はこの資料2のほうで見ていただければということなのでございますが、時間の限りもございますので、特に重視すべき点ということで、先ほどご紹介した点をパワーポイントに基づきまして確認をいただきたいということでございます。

それから念のため申し上げますと、新規事項で追加するものが多数ございます。これは新しい考え方を取り入れていくということで、そのように自ずとなっていくわけでございますけれども、全体のボリュームが非常に膨らんでくるということで、簡素化も同時に目指すべきだという、このご意見も頂戴してございましたので、定義規定、法律の裁定に当たるようなものは、できるだけ簡素化をするということ、それからあわせまして語尾の統一であるとか、趣旨の明確化で修正をしているもの、幾つかございます。資料2のほうではそれが全て盛り込まれたものでござい

すけれども、そうしたことを前提に、主要ポイントということで、次のページ以降、ごらんいただければと思います。

2 ページ目に移っていただければと思います。

1 ページ 1 テーマで整理してございます。新規追加事項（案）ということで、資料 2 の改定案のほうの特に重立ったところをこの四角の中に抜粋いたしまして、その下に前回までのワーキンググループ、それから前回から今回までの間でのご意見紹介の中でいただきました委員の皆様の意見を下のほうに付記してございます。これは事務局の責任で、より詳細、長いコメントをいただいたものも 1 行程度に要約してございますことを、あらかじめご了承くださいければと思います。それから必ずしも全ての論点を網羅できていないかもしれません。この後の議論の中で、補足なり指摘をしていただければと思います。

そうした前提で見いただければと思いますけれども、四角の中でございます。この特定放射性廃棄物、高レベル放射性廃棄物の問題は、現世代の責任として、将来世代に負担を先送りしないよう、その対策を確実に進めることが不可欠であるというところ、それからその下に、読み上げは省略させていただきますけれども、長期制度管理によらない最終処分を目指すのだと。それから今、最も有望であるという国際認識のもとで、地層処分をすることとしているという記述、これは昨年 4 月のエネルギー基本計画をベースに、こちらのほうでも取り入れていきたいということでございます。崎田委員から、これは、突然決まったものではなくて、長い議論の成果として、今、こういう方針なのだということ。これは、読んでいただく国民の方にも明らかにしたほうがいだろうというご指摘をいただいてございまして、そのような記述にしたところでございます。

3 ページのほうに移っていただけますでしょうか。

全国大の理解醸成ということでございます。これは地域、地域に関心を持っていただく前にも、まずは全国でこの問題についての理解が進まないといけないという、これはこのワーキングで何度もご指摘をいただいてきた点でございます。それを現行の方針の中になるべく盛り込んでいきたいということでございます。

下の関連する委員の意見というところから見ていただければと思いますけれども、関係住民の理解の前提として、国民理解が重要であるという趣旨を盛り込むことが適当ではないかと徳永委員のほうからご指摘をいただいておりまして、その趣旨を、簡潔ではございますけれども、四角の中の最初の 1 行、終わりのところから「関係住民の理解と協力を得ること、及びその前提として国民の理解と協力を得ることが極めて重要」だという記述にしてございます。

それからそれに続きまして、「特に、事業の実現が社会全体の利益であるとの認識に基づき、

その実現に貢献する地域に対し、敬意や感謝の念を持つとともに、社会として適切に利益を還元していく必要があるとの認識が、広く国民に共有されることが重要である」という新しい文章も盛り込みたいと考えてございます。

これは、昨年のこちらの中間取りまとめでも、こうしたことが大事だということのご指摘をいただいたところでございます。

関連しまして、これが押しつけでない形で国民に共有する、もしくはされるということが大事だというご指摘をいただいております、今、文言を工夫しまして、そのように読めるものになっていると理解しますが、そうしたご指摘をご紹介します。

それから続きまして、その下の社会的側面に関する調査研究も進めていくことが重要だと、それは国民との相互理解を深める観点からということで、そうした調査研究が継続的に行われるよう、国、NUMOが適切に支援していくという記述も、新たに追加したいと考えてございます。この分野の調査研究、ヨーロッパを初めとする諸外国での研究成果というものを横目で見ますと、日本の中で、そうしたことが持続的に進んでいくということが大事なのだという認識に基づくものでございます。

それからその下でございますけれども、国、NUMO、事業者等は、というところでございますが、「積極的な情報公開に努め、相互に連携しつつ」、飛ばし、飛ばしで読ませていただきますけれども、広聴や広報等の機会を増やす。「その際、国民の意見を広く受け止め、その後の活動にいかすこと等を通じ、国民の信頼を得られるように努めるものとする」という記述も新しく入れたいと思います。

関連する委員意見の一番最後のところ、やはり広報のみならず、広聴が重要だと。発信するだけではなくて、そこで出てきた意見をきちんと広く受け止めて、その後の政策なり諸活動に生かしていくという姿勢そのものが大事だと。これも昨年の中間取りまとめで、全体を貫く理念だったと思いますけれども、そうしたことを改めてご指摘いただきまして、こうした文言として反映したいと考えているところでございます。

4 ページ目に移っていただきたいと思います。

科学的有望地の提示、国による申入れというところでございます。これは国として、前面に立って取り組みを進めていくのだという方針を示したところでございますけれども、それを基本方針にどのように反映させていくかというところでございます。

上の四角を見ていただきますと、これは「国は」というのが主語なのですが、国は「機構が行う概要調査地区等の選定の円滑な実現に向け、前面に立って取り組むことが必要である。このため、具体的には、国は、安全性の確保を重視した選定が重要である」という認識に基づき、

科学的により適性が高いと考えられる地域を示すこと等を通じ、国民及び関係住民の理解と協力を得ることに努めるものとする。また、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構（NUMO）による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、その活動の状況を踏まえ、関係地方公共団体に申し入れるものとする」という記述を新しく追加したいと考えてございます。

これはいわゆる科学的有望地の提示、それによって理解と協力を得るということ、それから処分地選定の主体は法に基づき引き続きNUMOということで、NUMOが調査、それからそのために必要な説明会であるとか、いわゆる理解活動というものを進めていくということでございます。相手がいる話でございますので、それに対する理解ないし協力というようなものを、そのNUMOの活動状況を踏まえて、国が申し入れるということもあるということを確認にしたいということでございます。

それから下に行きまして、もう一つ別のパラグラフを追加したいと、「着実に最終処分事業を進めていくためには、国民により身近な行政主体である地方公共団体の理解と協力を得ていくことが不可欠である。このため、」ということで、「国は、地方公共団体に対し、最終処分に関する政策等に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聴き、丁寧な対話を重ねていくものとする」という記述も追加したいと考えてございます。

これは、新野委員のほうから、地域の住民にとって地方自治体が極めて重要である、住民と自治体が同じ認識を持てるようになることが重要であるというご指摘もいただきまして、それから国としても、昨秋の関係閣僚会議のほうでは、自治体との対話というのが非常に大事だということも確認してございまして、そうしたことを背景に、こうした記述を入れたいという考えでございます。

関連して若干ご紹介しますと、経産省、エネ庁としましては、今申し上げた昨年の関係閣僚会議を経て、自治体との対話というのを積極的に推進していきたいということで、昨秋、全国知事会議のほうで、各県の知事さんがお集まりの場でございますけれども、まずはこの問題について政府がどういうことを考えているのかということ、各県にご紹介、ご説明に回りたいというふうをお願いいたしました。昨秋から経産省職員、順次、各県庁を回って、まず本当の最初のところでございますけれども、国として、審議会なりで議論がされ、こういうふうに進めていこうと考えているのだというような説明からスタートしたところでございます。

全国知事会であるとか、そうしたところのご協力も得つつ進めているということでございます。今後、基本方針が改定できましたら、それをまた踏まえまして、今ご紹介したような活動をさらに広げていきたいと考えているところでございます。

めくっていただきまして、5ページでございます。

地域合意形成支援ということで特に「対話の場」のあり方ということ、昨年末からこちらで重点的にご議論いただきました。そこをしっかりと盛り込んでいきたいということで、少し文章が長くなりましたけれども、皆さんの思いを酌んで書くと、これぐらいになるかなと書いてございます。

全体を飛ばして読ませていただきますけれども、調査地区等の選定が円滑に行われるためには、関係住民に継続的かつ適切な情報提供、それからそこから出てきた意見の反映というものを通じて合意形成が図られることが大事だという観点から、多様な関係住民が参画し、継続的に情報共有して、対話を行う場が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。これは、義務づけるわけにはいきませんので、「望ましい」という書き方にしています。それに対してNUMO及び国は、「その有用性や活動内容の可能性」といったものを具体的に示して、そうしたものが円滑に設置されるように努めるものとするということで、新たに創設的に書いてございます。

それからその際に、ということですが、NUMOや国が専門家等、専門家、これは学者であるとか、それから市民活動の方とかNPOとか、そのようなことを想定しているわけですが、専門家等からの多様な意見、それから情報というものが提供されるということ、これを継続的かつ適切にと。この支援のあり方そのものの具体設計は、今後のさらなる課題と認識してございますけれども、適切に支援するということを書いてございます。

それから下半分でございますけれども、調査に入る前から関心を持っていたところが、継続的な、これは崎田委員から「学びの機会」というようなご紹介をいただいたことが、このワーキングでもございますけれども、学習の機会の提供ということが行われることが大事で、これは対話の場と同じですが、いろいろな方々の意見や情報提供の確保を含めて、NUMOそれから場合によって国がそれを支援するということが大事だということもご指摘いただいてございましたので、そちらを記載したということでございます。

また6ページ、次に進んでいただければと思います。

これは中間取りまとめまでの間に、特にご議論いただいたところでございます。これまでの反省を踏まえて、NUMO自身のガバナンスその他の取り組み改善と、それから発生者たる事業者の責任というものもご議論されてきたところでございます。そこを、幾つかの箇所、全体散らばるのでございますけれども、まとめて整理させていただきました。

まず一つ目の四角の最初の2行でございます。「機構は、地質に関する調査を行うことに加え、」「地域の経済社会に及ぼす影響について、関係住民の関心を踏まえつつ、調査を行うものとする」と、これは新しく入れるところでございます。昨年、再開後、具体的に議論させていただきましたけれども、北欧等の一つの成功事例から学ばれるところとしては、地下環境についての

調査もちろん重要でございますけれども、そうした事業全体がその地域にどういった影響を与えるかということを建設的に対話していくということが、最終的な相互理解に大変大きく貢献するというので、NUMO自身の活動の大きな柱として位置づけていくべきだというご議論をさせていただいたものを踏まえた記述でございます。

それからその下に「NUMOは」というところですけども、「関係住民の信頼を得ることが不可欠であるという認識に基づき、関係住民の関心に十分に配慮し、調査の内容や進捗について定期的に報告を行う等、相互理解促進活動を継続的に行うものとする」という記述もございます。若干補足しますと、これまでの現行規定では、NUMOは地質調査を終えたら、その成果を市町村並びに住民に報告するという事後報告のみになってございましたけれども、そうではなくて、進捗を途中、途中から最初のところから含めまして、定期的に報告していくということが建設的な対話、相互理解になるということ、冒頭の説明と同じでございますけれども、こちらも新しく入れようということでございます。

それからその次に書いてございますのは、機構としての目標の明確化、それからその評価を受けながらしっかりやっていくということを書いてございます。それに続きまして「そのため」ということですけども、「相互理解促進活動を行う上で必要な人材の確保及び育成をはじめ、体制の強化を図る必要がある」ということでございます。

関連する委員意見ということで、ご紹介させていただきます。すみません、先ほどの調査の内容、進捗を都度、都度というところは、寿楽委員からも改めてご指摘をいただきまして、調査内容が地域に報告され、地域の主体的な検討の一助とされることが重要というご意見を頂戴してございます。

それで、今の記述に関連しましては、二つ下の吉田委員からの指摘をご紹介させていただければと思います。NUMOが今、ご紹介しているような新しい機能を果たしていこうとすると、それ自身は大変重要な役割ということでございますけれども、その担い手をしっかりと育て確保していくということが大事だということで、今の記述につながっているということでございます。

それから最後のところ、今の吉田委員の意見に続きまして、辰巳委員からワーキングでいただいたご意見も紹介してございます。事業者の責任ということで、辰巳委員以外からもこのワーキングではかねてご議論いただいていたところでございますけれども、それを反映したものが四角の箱の一番最後の記述でございます。もう読み上げをいたしませんけれども、きちんと処分がされるまでの間、NUMOに対する人的、技術的支援を継続的かつ十分にと、それから自らも積極的に協力するのだということを規定しているところでございます。

次に進んでいただきまして、7ページでございます。

可逆性・回収可能性について、それから代替オプションという言い方もしますが、選択肢の確保ということでございます。

下の委員の意見からご紹介させていただければと思います。前回のワーキングでもこの点、随分とご意見を頂戴し、ご議論をできたと思っております。幾つかご意見、並べてございますので紹介しますと、まずは寿楽委員のほうから、可逆性というものは何に対する可逆性なのかということの明確化が大事だと。それから回収可能性との関係性も明確化したほうが良いというご指摘をいただいてございます。それから前回のワーキングでは、その下に続くホールドポイントの設定等さらに詰めるべきことがあるというご意見も頂戴したところでございます。

それからこちらも前回、崎田委員からは、まずここについては、詰めるべきところとそれから基本的な考え方なり理念といいましょうか。そうしたものとして、まず位置づけるということに分けたほうが良いのではないかというような趣旨のご意見を頂戴したと理解してございます。

それから回収可能性に関しては、まず閉鎖までとその後のことを分けて議論したほうが良いというご意見、前回も頂戴したということでございますので、ここでご紹介してございます。

特に回収可能性に関しては、実施主体であるNUMOがどこまでのことを用意するのかということと、その後の概念として、どこまでの広がりを見込んでおくかということとを分けて考えるということで、後ほどご紹介しますが、そうしたような書きぶりに今回としてはしたいというふうに考えてございます。

それからそれに関連した研究が急がれるという吉田委員からのご指摘も、前回もいただいたところでございます。そうしたことを踏まえまして、上のほうに目を移していただきますと、大事なところですので読み上げをいたします。「最終処分事業は極めて長期にわたる事業であること」を踏まえ、今後の技術その他の変化の可能性に柔軟かつ適切に対応する観点から、基本的に最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保することとし、今後より良い処分方法が実用化された場合等に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにする。このため、機構は、特定放射性廃棄物が最終処分施設に搬入された後においても、安全な管理が合理的に継続される範囲内で、最終処分施設の閉鎖までの間の廃棄物の搬出の可能性（回収可能性）を確保するものとする」という記述にしたいと考えてございます。

ここは、まず全体の可逆性、これは政策に関する、政策や事業の可逆性というふうに明記したところでございます。それをまず担保すると、そうしたことを通じて、この将来世代の処分方法の選択ということが可能にするという記述でございます。

それに続いて「その機構は、」というところですが、こちらは実施主体に何を求めるかということでございます。現時点では搬入後の回収可能性を、一つはまず安全な管理が合理的に

継続される範囲内で、つまり安全性の確保ということは前提だということでございます。それから、閉鎖までの間ということで、機構に対してこの基本方針を淵源として、こうしたことを求めるということを新しく規定したいと考えてございます。

可逆性のところに、「基本的に」という文言を追加してございます。これは、これまでの議論で、先ほどご意見として紹介したように、この概念についての今後の詳細検討、さらに必要な部分があるということで、この全体を通じて、この政策及び事業についての可逆性を、基本的考え方として導入していくということでございます。それをどのような状況で、どのようなタイムスパンで考えているかということについては、今後さらに具体的な検討が必要だということで、そうした趣旨を反映したとご理解いただければと思います。

それから下半分でございますけれども「幅広い選択肢を確保する観点から」ということで、直接処分の処分方法に関する調査研究の推進、それから回収可能性に関する調査研究、それに加えて、その分離変換、核種分離変換技術の研究開発といったようなものもまとめて記載したいと考えてございます。

8ページ、評価の仕組みです。これも前回ご議論いただいたところでございます。中間取りまとめでも、今の可逆性・回収可能性の観点とあわせて、政策全体の見直しという中で、大事な論点としてご議論いただいたところだと理解してございますけれども、前回のご議論を踏まえまして、次のような四角の中にご提示した記述にさせていただきます。

処分技術に関する評価と、それから概要調査地区等の選定における手続の遵守や適切な情報提供の確保等と書いてございます。簡単に申し上げれば、プロセスということでございますけれども、その2点、この中間取りまとめでも大事な点だということ、両にらみが必要だということをご指摘いただいてございましたけれども、その評価が継続的に行われることが大事だということをもまず明記した上で、この観点からということで、原子力委員会が、原則5年ごとに来ます処分計画の改定のタイミングで、意見の多様性及び専門性を確保しつつ審議を行い、それらについての妥当性について評価を行った上で、法の規定に基づき、経産大臣に意見を述べるものとするというふうに書いております。

これは法律に基づいて、この節目で意見を述べるということ、これ自身は最終処分法上に既に規定をされているところでございますけれども、その意見をどのような観点から、どういうプロセスを経て述べるのかということを明確化しているとご理解いただければと思います。

これに関連しまして、特に前回さまざまな意見をいただいたと考えてございます。まずは評価の考え方として、委員のほうからは、経産省自ら、もしくはこのワーキングのような場も含めて、自らの評価ということが、基本なのだと。しかし、バイアスの外部チェックという観点で原子力

委員会が行うことは、適切ではないかという、そういうようなご指摘をいただいたと思ってございます。

それから伊藤委員からは、こうした中間取りまとめまでで議論されてきたような評価組織というものは、求められるスペックとしては長期にわたり安定的であること、それから一定の独立性があることと、そうしたことが大事だということを考えると、政府内に原子力委員会以外にそうしたものに該当する組織はないのではないかと。原子力委員会が適当ではないかという趣旨のご意見を前回頂戴したと思っております。

続きまして、こうした重要な機能を担っていく上では、専門家を入れた会議体を設置するなどの対応が適当ではないかと、これは、ここに書いてございます複数の委員からご指摘をいただいたところだと思ってございます。

それに関連しまして、特に二つ、技術評価と選定プロセス評価のうちの後者については、特に、原子力委員会の下に独立組織、前回のワーキングでは、例えばということで、倫理審査会の例も出していただきましたけれども、そうしたようなことを参考に設計を工夫すべきではないかと、高橋委員からご指摘をいただいたと思ってございます。

それから違う観点でございますけれども、原子力推進の立場と見られる。特にこれまでの経緯なんかを踏まえますと、見られるという面があり、信頼を得られるのだろうかというご指摘もいただいたということでございます。

そうしたことを踏まえまして、改めて我々エネ庁、経産省として内閣府、原子力委員会のほうとも相談を重ねました。これは前回のご説明の趣旨と大きなところは同じでございますけれども、こうした機能を担ってもらうということで、原子力委員会が見直しの議論をし、設置法の改正ということを昨年の通常国会で行い、この12月、昨年末ですけれども、新生原子力委員会としてスタートしたということ、それから原子力委員会の、もともとのこの最終処分政策以外も含めて、独立で非常に勧告権も含めた強い機能を持っているということ、そうしたことを総合的に勘案いたしまして、この機能を原子力委員会にしっかり担ってもらうということが大事だというふうに考えてございます。

前回、伴委員のほうから、それをどのような体制で進めていくのかということ、もう少し具体的に説明ありたいという指摘を最後にいただいたと認識してございます。文言としては、意見の多様性及び専門性を確保しつつ審議を行い、ということで、先ほどご紹介したところに我々の現時点での考えを反映したつもりでございます。こうした議論をしっかりと行って、役割を果たしていく上では、多様な意見を踏まえなければいけないと。それから専門的な知見を踏まえなければいけないということで、原子力委員会のほうとしても、そうした考えを持っているというこ

とでございまして、こうした記述にしております。

では、これをさらに具体的にどのように、審議の進め方をどうしていくのかということ自身は、今後内閣府、原子力委員会のほうでしっかり考えていくということでございます。今、エネ庁の私の立場からご紹介できるところは、そこまででございます。政府全体の考え方として、ご理解いただければというふうに思います。

それから別の議論としまして、委員意見の最後のところ、安全面について、原子力規制委員会の役割が明確に見えてくるということが重要だというご指摘を頂戴いたしました。この点、今回お配りしている資料1、2ともに、現時点でエネ庁の立場から具体的にお示しする文言がまだないという状況でございます。原子力規制委員会のほうに、そうした役割をしっかりと果たしてもらうというご指摘は、エネ庁としてまずしっかり承って、向こうの事務方であるところの規制庁にもきちんと伝えていきたいというふうに考えてございます。我々、最終処分政策を進める経産省の立場からしますと、そうした処分地決定前からの順次の関与ということで国民の信頼を高めるというような考え方、委員からご指摘いただいたものはそのとおりだというふうに考えてございますので、所要の調整をしていきたいというふうに考えてございます。

それから最後、その他というところでございますけれども、簡単にご紹介させていただきます。

中間取りまとめで、いわゆる交付金ということを超えて、地域の関心、意向を踏まえた持続的発展に資する総合的な支援措置を講じていく必要があるというご指摘をいただきまして、それを反映したいというのが一点でございます。

それから、下半分については、いわゆる貯蔵対策のところでございます。最終処分とダイレクトに関係するということではございませんけれども、全体の安全の確保、それから管理の選択肢の拡大、全体の対応の柔軟性というようなことで、並行して使用済燃料の貯蔵対策をしっかり進めていくということ。これは国全体でそうする方針だということで、昨年のエネルギー基本計画にも明確にしたところでございますけれども、その精神をこちらのほうにも取り入れたいというふうに考えてございます。前回もご議論させていただいたところですが、廃棄物対策の全体性というものをしっかり示していくという観点から、そのほうが適當ではないかということでございます。

貯蔵能力の拡大というところについて、原子力を推進していくというような誤解をされないかというような趣旨でのご指摘を、辰巳委員からいただいたと理解をしております。原子力をどのようにしていくのかということと、このワーキングでの議論は、リンクさせない形で、いずれにしても廃棄物については、そうしたことに関係なく、しっかりやっていくことが大事だというのが全体の精神で、この議論を続けてきたと思ってございます。この記述そのものも、そこにつ

いてはニュートラルな記述だということでございます。これまでの議論の積み重ねの成果の文言を、こちらのほうでは素直にそのまま引っ張りたいというのが考え方でございます。

以上、すみません、随分時間を取りましたけれども、大事なところですので、丁寧に説明させていただきます。

最後のページは、今日のご議論を終えた上でということでございます。前回、前々回と議論いただき、この2週間でもたくさんの意見を頂戴しました。それを踏まえた今のご説明でございましたけれども、この後、ご議論いただきまして、最終的に確認をいただければと思いますが、その上で我々、できますればその実際の改定に向けた手続、政府内で進めていきたいと考えてございます。

それが進んでいくという前提で、今後のワーキングの進め方というのが10ページでございます。冒頭も申し上げましたとおり、基本方針の改定がこの全体のゴールということではございませんので、これを踏まえまして、全国的な情報発信共有、それから対話というものに持っていきたいということが、強い思いとしてございます。

関連するもの、参考資料2と3というふうに席上配付してございます。お時間の関係で、十分ご紹介することはなかなか難しいかなと思ってございます。次回以降、ご議論と思いますし、今日もお時間があれば、少しでもご紹介と思えますけれども、これまでここにお集まりの委員の方の一部にもご協力いただきながら、いろいろな対話活動というものを続けてきたところでございます。この基本方針を踏まえまして、改めてどういう内容を、どういう理念なり姿勢に基づいて、どういう形で発信、対話をしていくのかということ、非常に大事なテーマだと思ってございまして、そうしたこともご議論いただければということでございます。

それから関連しまして、まだ先の話でございますけれども、地域に入っていけば持続的発展に資する支援策というものが、よりハイライトされてくるということでございますが、そうしたことのあり方というのも、いろいろな対話をする前提として一度議論しておきたいということでございます。

それから、その他基本方針の改定を踏まえた今後の課題と書きました。前回もご指摘いただきましたが、基本方針に理念として書くということと、具体的な制度を詰めていくということは、また別の次元の課題でもございまして、後者の課題、これは政府なりNUMOなり、それぞれ引き取って、必要な調査研究等まだ進めていくべきものがあると思えますけれども、そうした課題の整理というものも、このワーキングでできたらなというふうに考えてございます。

あわせて当然ながら、今、地層処分技術ワーキングで一度議論いただいています有望地の議論というものも、向こうの進捗を踏まえて、こちらで行っていききたいということで考えてござい

す。

非常に長くなって恐縮でございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○増田委員長

基本方針の案が示されていますので、この中で7項目になりますけれども、新規に追加する項目を中心に、今、説明がありました。

資料2のほうが新旧対照になっているので、その7項目の新規の追加と同時に従来の文章、それに伴って若干変更してありますが、そのあたりが議論の中心になると思いますけれども、これから各委員の皆さん方に、ご意見を中心にお伺いしていきたいというふうに思います。

恐らく皆さんご発言されると思いますけれども、順番はネームプレートを立てた順でお当てしていきたいと思いますので、初めに、いつもどおりネームプレートを立ててお願いしたいと思いますが、おおむね一人3分ぐらいを目途に発言していただくと大変助かります。それではご発言をされる方からどうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに寿楽委員が今、ネームプレートを立てられましたので、寿楽委員からお願いしましょうか。

○寿楽委員

ありがとうございます。

二つございまして、簡単なというか、テクニカルなほうからまず申し上げたいと思うのですが、今、最後のほうで室長からご説明いただいた、パワーポイントの資料の9ページのその他というところ、この使用済み燃料の貯蔵能力のことがございましたけれども、これは私もその上にもありますように、言及することは重要だと言った手前、この前、辰巳委員からご指摘のあったようなご懸念にどう答えるべきかということを私も考えておりました。今、お話を伺っていて、室長のご説明のとおりで結構だと思うのですが、書き方として、「原子力発電に伴って発生する」となっているところは、何か今後の増分に対する対処であるように読める部分もあるのかなと思って、これは大変細かい表現の問題ですが、既発生分も含めて対処するという趣旨が明確になるように、少し日本語を修文していただければ、より一層確実にそうしたご懸念に答えることになるのかなと思いました。

それが細かいほうなのですが、もう一点は、この全体にかかわるのですが、前回も申し上げたのですが、今回のこの改定のポイントを個別具体的には、今日ご紹介いただいたとおりで、それぞれの部分については、いろいろ私も含めた委員の先生方のご意見も取り入れていただいて結構だと思うのですが、そもそもなぜ改定をするのかということについて、これはやはり地層処分という方法で最終処分を進めていくということは、現世代においては最も有望と思われる反面、

それには不確実性もあるし、またその以前の取りまとめですとか、エネルギー基本計画の言い方だと、社会的な信頼であるとか、あるいは安全性に対する十分な信頼が得られていないということが言われております。

ですので、もう既に絶対的に最善であるというような方針を粛々と進めるというようなスタンスではなくて、その時点、その時点で慎重、謙虚に最善と思われる方法で随時対処していくと、前回は段階的なとか、適応的なとか、諸外国でもいろいろな言い方があるということを申し上げましたけれども、そういったスタンスに我々も転換するということがあると思います。

今回、この各項目で今、縷々ご説明いただいた部分も、そうしたことを実現するための個別具体的な対処だと考えますので、どこか恐らく冒頭のほうに近いところがよいのだと思いますが、この基本計画ですとか、取りまとめにあるような、現時点では地層処分による最終処分を有望、最も有望としつつも、それに対する社会的な信頼は必ずしも十分ではないということを肝に銘じて進めるものなのだということが、現状だとそういう信頼ですとか、それが不十分であるということをはっきり文言としては書かれておりませんが、そういうことも書かれると、より一層今回の改定の意図というものがはっきりし、そのこと自体がまさに問題になっている社会的信頼にもつながる一步になるのではないかなと考えるところです。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それではほかにいかがですか。それでは朽山委員お願いします。朽山委員、伴委員、それから吉田委員と、この順番でいきますので、どうぞお願いします。

○朽山委員

今のところとも関係するのですが、我々、今までずっと最終処分をどのように進めていくかという中で、代替オプションなんかについてもきちんと考えておくのが必要だというような話をしたり、それから貯蔵もきちんとやっておく必要があるというような格好で、そういう話が出てきたのですが、ここの書き方ですと、今までのここで扱ってきた事柄の中に、貯蔵とかそれからあるいは核種分離変換技術の開発とか、そういうことについてもきちんと計画を立てて、予算措置を講じてやっていくという形で、ここに書かれているような印象ですよね。それは何というか、何か領分が増えたような感じに受けるのですが、そういうふうな読み方でよろしいのですかということなのです。

つまり、今までは放射性廃棄物の処分ということについていろいろ考えてきたのですが、これからは貯蔵も扱うのです、というようなことになるのかどうか、そういうことを働きかけるとい

うのならわかるのですが、ここが貯蔵をやっていくところなのですかということが若干違うのかなと思ったりもしているのですが、確かにそれを考えなければいけないし、働きかけるということとは大事なことで、非常にいいことなのですが、それも全部扱う裁量事項としてここに入ってくるのかどうかというのが疑問に思ったので、お尋ねしたいということです。

○増田委員長

それでは今、ご質問に係る分もあるので、また後ほどまとめて答えてもらいたいと思います。読み方の問題であります。それでは次、伴委員、お願いします。

○伴委員

ありがとうございます。

この7点にわたって、それぞれ中間取りまとめ及び以降の意見がそれなりに反映しているというふうに思っていますが、その上で2点だけ意見と修正案といいますか、本来ならばペーパーで書いておけばよかったのかもしれませんが、若干間に合いませんでしたので、口頭になってしまっていますが。

1点目は、1ページのところに地域合意形成の支援というような形になっているのですが、その中間取りまとめのところでは、地域における合意形成に向けた仕組みの整備というところがそれに当たるのかなと思うのですが、もう少し住民が主体的に判断していくというニュアンスが強かった。この基本方針に書かれている文言は具体的には中間取りまとめの26ページから引用されているのですが、趣旨が必ずしも通じていないのではないかという危惧を抱いております。

そこで、ここではこの5ページの2行目に合意形成が図られることが重要であるというふうなことで表現されているのですが、ここのところに、もう少し中間取りまとめの趣旨を生かして、地域による主体的な合意形成というような言葉を加えて、中間とりまとめには参画という言葉も使われておりますが、地域住民の人たちが、地域自治体を含めて主体的に決定していくという、そういう趣旨が中間取りまとめの趣旨と、私は受け止めていますので、それが表現されるような文言にしていきたいというのが一点です。

それから、可逆性のところは、最終処分に関する政策や事業の可逆性を、というので、単に技術的なものだけではないニュアンスが入っていて、よいと評価しておりますが、あと8ページの評価の仕組み、これはもう何度もやりとりしているので、最後に意見だけにしますけれども、私、寿楽委員と僕の言葉が引用されて、その信頼を得るという立場から原子力委員会は妥当ではないのではないかということが書かれていて、今でももちろんそう思っておりますし、今般の基本的考え方のドラフト的なものを見ると、とても「従来の推進を担う機関ではなく」という言葉が当たらないような、推進を担う発言になっているわけです。

だから、ますます信頼を得るためという観点からは疑問符がつくのですが、これは何度もやりとりしているので、要は客観的に評価をする組織が必要であるということが趣旨なわけです。それは、その情報が適切に提供され、フェアに行われているかどうか、あるいは技術オプションについても判断していくような組織というのが必要だということは、中間取りまとめに書いてあって、それを具体的に体现するには現行の組織体制の中では原子力委員会が一つの選択肢となっていたのが、もうそこしかないなという感じに、今、変わってきているわけですが、この事業が、よく100年事業と言われる遠い将来まで、1世紀にわたる事業ということであるならば、今の時期から独立した機関をつくっていくということは、重要な作業の一つであると僕は認識しています。

ここで、高橋委員の言葉が引用されていて、独立組織を設ける、これは原子力委員会の下となっているのですが、要は独立組織の設計ということが重要で、原子力委員会とは別の独立組織が必要ではないかというのが私の意見です。もしどうしてもそれでできないとすれば、やはりそれを持たせるようなものを、その原子力委員会の下にきちっと置くような形にして、将来的にはそれが独立した組織にできるようなものとしていくのが必要ではないかなというふうに思います。

50年、100年という期間の中で、原子力委員会がどういうふうに変わっていくのかわからないし、原子力発電自体がどうなっているのかわからない。しかし、廃棄物だけは残っていくわけだから、それに対処できる独立した組織が必要だというのが私の意見です。

○増田委員長

ありがとうございました。

次は吉田委員、お願いします。

○吉田委員

私からは二、三、意見を述べさせていただければと思います。

まず今回まとめていただいたこの改定案につきましては、全体的には総じて私としては、よく意見等を反映させてもらったものと認識しております。

その上で、三つほど人材育成と可逆性と評価体制について、簡単にですけれども意見を述べさせていただきます。基本、私の認識は、このワーキンググループでは、この基本方針を改定することというのは、一つの重要なことではあると思うのですが、やはり一番重要なのは、この改定した後はどうそれを実行に移すかというのが一番大事な部分だというふうに認識しています。ですので、例えば6ページにあります人材育成に関しては、これは前回のワーキンググループでも述べさせていただきましたが、時間がかかるものですので、やはり人材育成を、「人材育成、人材育成」と言っている人は育たないので、とにかくやはりそれを早く具体的にどういう形でやっ

ていくのか。どういうスキルの人材を育てていくのかというのを検討するというのが必要だと思います。それをワーキンググループでやるのかどうかは、それは別問題だと思うのですが、それがまず一点です。

もう一つ可逆性の技術についても、これは7ページに回収可能性を確保するものとする、「確保」と書いてありますので、確保すると言った以上、その技術というのは、当然目に見えるというか、具体的に示せるものであることが必要だと思います。それがないと、逆に言うとそれがないのに、何でこの場所で処分が進められるのですか、みたいなそういう、逆に言うと受け入れられないような項目、要素にならないように、そこの検討を進めていくというのが重要です。

あと最後に、8ページにあります評価体制についてですが、今、伴委員のほうからも独立性のことについて述べられましたが、私もそれは同意です。ですので、今すぐに独立組織をつくるかどうかということもあるかもしれませんが、要は今の現時点としては、例えば原子力委員会において、それが独立組織たるか否かも含めて、今ここでやっていますワーキンググループの議論というのは、ある意味では一方的な意見といえますか、そういう状況の議論で、それを原子力委員会にお願いしたいというような形で議論されているかと思うのですけれども、その思いといえますか、問題意識と、やはり何をやってほしいかという原子力委員会とのコミュニケーションもきちっとやった上で、ではどういう体制で何が双方ででき得るのか、どういう組織体制がいいのかというのを示すこと、またオープンで提示していく中で、そういう第三者評価委員会といえますか、組織みたいなのが積み上げられるのではないかというふうに、私は考える次第です。

その辺は、そこは、ワーキンググループのタスクの中に含まれるかもしれませんが、その3点について意見を述べさせていただきました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

次に崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。

昨年の5月までの意見交換の中で、この事業が非常に大事な事業ではあっても、国民になかなか伝わっていないこととか、技術的な信頼性が醸成されていないこと、そして、地域での、決め方のプロセスへの信頼も醸成されていないということ、そして情報源に対する信頼なども醸成されていないことなど、かなり強く申し上げてきました。そういうことを踏まえた改正のポイントとして、今回、具体的に、パワーポイントの1ページのところに7項目に挙げていただきました

が、具体的な項目がきちんと出てきた思っております。

この具体的な項目の中に重要な点は入れていただいていますので、今後きちんと実行していく体制をとっていくということが大事で、今回の可逆性・回収可能性のこと、そしてプロセスに対する科学的適地の選定や、地域の対話の場づくり、そして評価の場をきちんとつくる。やはりこういう具体的なところを、これからしっかりと実行していくことが大事だというふうに思っています。

なお、2点ほど申し上げたいのですが、今後、適地の公表とか、社会でやはりこの問題に関して学び合う、そして対話をするという場がどんどん必要になってくるわけですが、今回、この委員会の中で、地域での多様な意見交換が確保されるようにということで、かなり細かく文言を入れていただきましたけれども、実際に地域でそのような対話の場をつくっていくと、地域によってのいろいろな状況であったり、どういう方に集まっていたかといういろいろな積極的な対話が進むのかとか、自治体の方の関わりとか、地域によって状況が少しずつ違ったり、温度感が違ったりします。そういうようなことをきちんと考えながら、こういう対話の場をつくっていく、それぞれの地域の地域らしさを大切にしながら、共につくっていくというような視点が大事なのではないかなというふうに感じております。

なお、最後にもう一点。評価の場として原子力委員会が今、日本のいろいろな政府関係の組織の中では非常にきちんとした組織であるということで対象になっており、今後、この原子力委員会のほうで、この評価としてどういう場をつくっていくのだろうかというご検討が始まっていくのだと思いますが、ぜひこちらの中での多様な意見を聞いていただき、検討をいろいろ、どういうふうに、検討を進めていただければ大変ありがたいなと思っております。よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

次、辰巳委員ですね。順番は辰巳委員、山崎委員、徳永委員、新野委員とこういう順番にしたいと思いますので、それではよろしくお願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

今日のまとめ、改定案に至る過程で、ですけれども、事務局の方々と意見交換をさせてもらった中で、私が思っていることはお伝えし、その結果で今回の改定案が出てきているのだというふうに私は理解しております。

それで、私としては、意見交換の折に申し上げたことで、この中に生かされていないというか

反映されなかったことで、引っかかっていることがありますもので、ここを修正していただきたいという意味ではないのですけれども、一応、意見として言わせていただければなと思い、四つぐらいあります。

まず一つですけれども、文言なのです。それは「関係住民」という単語がいろいろな場面で出てきているのです。やはり私としては、「関係住民」という単語は、もちろん前回の基本方針にも入ってございましたけれども、受ける言葉の印象なのですけれども、何となくやはり国民の人たちとコミュニケーションしようというつもりであるのならば、上から目線過ぎる単語ではないかというふうに思っておりまして、この中間報告ではどうしたのだったかなというふうに思いながら読んでみると、やはりそういう単語は使っておりませんで、「地域住民」という単語が使われております。

やはり「関係住民」という単語は、私はそういう意味で、私自身の感覚の問題で、ほかの方には違和感がないのかもしれないのですけれども、「関係住民」というのは何となく私としては納得できない単語であるなというふうに思ったままで、ここを「地域住民」とたとえ書いたとしても、全く文章としてはおかしくないというふうに私は思います。だからそういう意味で、一つです。

それから、あと、可逆性のお話なのですけれども、7ページのところ、先ほど小林室長のほうからご説明があつて、「基本的」という単語、これもやはり気になりまして、「基本的には何々」と言ったときに、そうではないこともあり得るということで、可逆性は今の時点では必ず担保するという話だったというふうに思いますもので、この「基本的に」という単語はなくてもこの文章の中ではおかしくない文章だというふうに思いますもので、あえて「基本的に」という言葉を入れているということに関して、私は賛成ではないということをお願いいたします。

それからあと二つは、原子力委員会のお話と貯蔵能力の拡大のお話です。

幸いにも私が思っていたことを杓山先生がおっしゃってくださって、私の理解が間違っていればあれなのですけれども、今回のこの基本方針というのは、放射性廃棄物の最終処分に関しての基本方針で、それに至るまでの前提のところ、貯蔵能力の話が出てきているということで、この方針、まず基本的に必要なかどうかということです。

それからあと、どのようにこれを修正しても、誰が読んでも……違うのかな。いろいろな方に聞いてみたのですけれども、やはりその根底に何か感じるということです。要するに原子力発電をどんどん増大していったら、どんどん廃棄物も出てくるから、というふうな印象につながるというお話で、前回意見でも申し上げておりますし、かつその後のお話し合いでも申し上げまして、変わらなかったもので、やむを得ないとは思いますが、もう少しそのあたりの思いを反

映していただけるような、先ほど寿楽先生が言ってくださったかもしれないですけども、誤解を生まないように、基本はやはりコミュニケーションして誤解を生まない、信頼性を得るためには誤解を生まないというのがすごく重要なので、そういうところを配慮していただきたいというふうに思いました。

それから最後の原子力委員会なのですけども、私としては、この中に単語、原子力委員会だけがその役割を果たす機関だというふうになってしまったことに対して、中間取りまとめをつくる段階から非常に違和感があって、前回の委員会で室長さんのほうからご説明があって、原子力委員会はすっかり、名前はそのままですけども、中身は変わりますというお話ではあったので、それならばというふうに思ったのですけども、大事なのは、国民や地域住民の信頼性を得るというためにこれをつくっているというふうに思いますもので、対話も含めてですけども、そういうところに、本当に原子力委員会って単語が入って、信頼性を得ることができるようになるのかどうかというのは、私はまだ不安を持ったままなのです。

先ほどの安全性の担保に関しても現状、規制庁との話し合いができていないからということで、ここに入らないというお話ではあったのですけども、そういうことであるならば、あえてここに原子力委員会を入れる必要が本当にあるのかどうかというのは、私自身は疑問のままです。

以上です。よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは次、山崎委員ですね。山崎委員、徳永委員、新野委員、伊藤委員と、こういう順番でいきたいと思います。

○山崎委員

本日の説明と、前にも説明をお聞きしましたがけれども、非常にいい案だと思っております、私自身は、やはりこれは進めるべきであると考えます。できる限り時間を取らないように、早く進めたほうがいいので、特に先ほど吉田委員もおっしゃいましたがけれども、やはり人材育成とかいろいろな問題がありまして、これ、早く進めないとなかなかそこまでいかないし、一番大事なのは国民理解の増進ということだと思います。これを進めるには時間もかかるし、それから国民理解が進めば、人材育成ということにもつながっていくわけで、その辺を埋めるにも時間を、早くこの基本方針、私は出していただきたいと思っています。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

次は徳永委員、お願いします。

○徳永委員

ありがとうございます。

私も、今回ご説明いただいた内容は、今までの議論が非常によく反映されていると思います。よくつくっていただいたなと思います。

それで、一つだけお願いがあるのですが、基本方針としてまとめるときに、直していない部分と、今回、修正するというふうに加えた部分とで齟齬がないかどうかというのを、一度確認しておいていただきたい。

例えば2ページ目に見ると、我々の意識としては共有されているのかもしれませんが、例えば3行目に「これまでの原子力発電の利用に伴い、既に特定放射性廃棄物が発生していることから、速やかに概要調査地区等の選定に着手し」云々と書いているのですが、我々が速やかに概要調査地区……すみません。資料2の2ページ目の、新旧対照表の2ページ目の左側の改定案の3行目でございます。すみません、場所を言わずに。

そこで見ると「速やかに概要調査地区等の選定に着手し」云々と書いているのですけれども、我々は、概要調査地区等の選定に着手して進めていくことは必要であると考えられるけれども、それ以前に重要な手続があるということを考えているので、単純に「速やかに」と書くと、後のストーリーと少し齟齬があるとか、幾つか直すところについてはよく議論して合意が得られつつあると思うのですけれども、この基本方針の全体として、今までやってきた議論がきちっと反映されるという意味での、細かいことかもしれませんが、確認をしておいていただくと、よい案になるのかなと思います。

よろしく願いいたします。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは次、新野委員、お願いいたします。

○新野委員

お願いします。

まず1ページで概略をご説明させていただきますと、当初このワーキングで議論を始めます当初より切り分けたいろいろな項目が出てきまして、よりわかりやすくなっているかと思います。2000年ころから示されているいろいろな改定案や指針は、前段で見せていただいたりしていますが、けれども、どなたも大きな齟齬はないというふうに感じていらっしゃるかと思います。

これがさらに皆さんがおっしゃるとおり、ここ一、二年の議論が、十分に、ある程度は反映されてきた、またいい文章にさせていただいたかとは思いますが、文章自体はずっときちんとまとめられてきたという経緯を皆さんが認めているわけで、繰り返しになりますけれども、これが実行されるかどうか、この後のことのほうが、より重要なのだと思うのです。そのためには国民に十分に理解を得たいというような意思が、この会でも表明されているわけですが、その中から読み解くと、私とすると幾つか、七つ項目がありながら、やはり一番国民から見ての関心事は、技術的なところに可逆性とか回収可能性という新たな考え方を盛り込んできたということと、あとは地域の合意形成のところ、それと最後の評価の仕組みあたりがクローズアップされてくる項目だろうと思います。

これに関して、またページを追って補足させていただくと、4ページですか。これはちょっと外れるかもしれませんが、この下のほうに私の発言で、地方公共団体のかかわりが重要というふうに書いていただいているのですが、この関係機関というところの位置づけと、今のこの議論ですと、NUMOさんが入っていたり国の方がいたり、国民の側がいますけれども、大事な地方自治体の方が、西川委員さんがおやめになって、おいでにならないというところなのですが、こういう経過のところも、先ほど室長が知事会にご説明をいただいたということでよかったなというふうに思ったのですが、経過のところでの情報の欠落があると、後の取り組みに非常に手間取るというようなことが、社会的、一般的に感じられることだと思いますので、そういうところの認識をこの後も持ちながら、物事を進めていっていただいたほうが、結果がよりよいことにつながるのではないかというふうに感じました。

それと5ページ目ですけれども、この対話の場をつくる場合の崎田委員、寿楽委員ご指摘の資金に関することですけれども、これも私も地方で対話の場のようなものを経験している立場から言いますと、これの透明性とか、公平に扱われているかと、資金というのはとても重要な位置づけだなというふうに感じています。

細かくは申し上げませんが、やはりこれは同感ですし、その後、ここの事務をつかさどるところが、継続的に公平に遂行できるかどうかということが、もう一つ継続されるためには重要だなというふうに感じています。この対話の場というのは、継続されなければ、ある意味、意味がないのだろーと思いますので、その辺の仕組みを今後十分に検討いただければと思います。

それと6番ですけれども、NUMOさんのかかわりのところに、ステークホルダー的にいろいろな機関が入ってきます。これ、どうしても、私は素人の立場からで、仕組み上も仕方ないのかと思うのですが、どうしても国の書類は縦書き、縦に流れる仕事の仕組みの表現のされ方が非常に多いのかと思うのですが、私どもの生活や現場の一般の国民の仕事の仕方とすると、縦は縦と

して重要なが、非常に目に見えない強いかわりは横軸にあるのだらうと思うのです。縦軸があったとしても、横軸が入ったときは、意識的には公平に対等ということがなければ、よりよい関係がつかれませんので、これは感想なのですが、縦軸ばかりを意識されると、どうしても連携のところの遠慮や対等感というのですか、これは文字には起こせませんけれども、そういう認識がなければ、きちんとした連携というのは本来図れず、上意下達のような形で仕方なく従う関係からは、よりよい、心地よい環境は生まれませんので、そういうところを少し認識していただきたく、文言には落としにくいところですけども、これは感想として申し上げます。

それと最後から2番目なのですが、8ページの評価のところでは、これはやはり先ほど冒頭でも申し上げたとおり、国民からするととても関心の高いところだと思うのです。信頼とかなり近い部分にありますので、これは原子力委員会が云々ということよりは、どういう目的でどういうところが重視されなければならないのかというのがまず示されて、当面、現存する中では原子力委員会が妥当だろうというふうに、そう読まねばならないのだらうと思うのです。

妥当でなければ修正していただくか、あとは吉田委員さんか、おっしゃったように、ここで結論づけるのではなく、理想があるわけですから、それに近づくためにはやはり本来の第三者機関のような、また新たな機関を検討するような余地を残すべきだらうと思うので、意見として申し上げます。

それと最後に9ページの使用済み燃料の件ですが、これは西川知事さんのおいでになったときから、少しご発言の中から、こういう意見の会話が合ったかと思うのです。

最後にこれがここの部署ではないので、辰巳委員の意見のところ、こういう拡大懸念はありながら、関与はできないというようなご発言があったかと思うのですが、それならばここには書けないのだらうと私は思いますので、先ほども申し上げたとおり、連携をするということは、国民からすると、つながっているというふうに見るわけで、使用済み燃料、高レベル放射性廃棄物も使用済み燃料も、国のエネルギー施策の中の原子力部門の重要なパーツであるわけですので、国民から見るとこのワーキングはここだけの議論というのはよくわかりながらも、必ずどこかで全体像の議論があるだらうと考えるわけですから、そうすると、こういうことは全く切り捨てることはできないわけですね。

それならば、ここに書かれるのなら、やはりこういう視点が重要だというような形で、別の機関にげたを預けるような形のつながりを持たせる書き方ができるのではないかと思います。関与できないのなら、ここには書けないのだらうというふうに、皆さんのご意見を聞いていて感じました。

私は高レベル放射性廃棄物も重要ですけども、使用済み燃料も国民からするとかなり関心の

高いところですが、ここを、どこが議論してくださるのかということがもう少し明確にすべきであって、この議論がないということ自体がやはりおかしいのではないかと皆さんのご意見を聞きながら感じました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは伊藤委員、お願いします。伊藤委員、それから高橋委員といきます。

○伊藤委員

この案について、全体として非常に各論点が明確になって、かつ課題に向けた方向性が非常によく示されていると思います。

もちろん、先ほど吉田委員からのご発言がありましたとおり、この案に従って、どうそれを実行していくかということも非常に重要だと認識しております。その上で、一点だけですが、この資料1の8ページの評価についてです。この評価を行う主体に対する関心というのは非常に高いということは認識しておりますし、かつ信頼性が非常に重要であると認識しております。

その上で、私としては、現在の行政組織の体制を前提といたしますと、やはり原子力委員会にお願いするというのが妥当ではないかと考えております。もちろん将来的には完全に独立した形態の組織を必要とする局面が出てくるかもしれません。ただ当面は、この事業を進めていく、あるいは全体のプロセスを進めていくに当たっては、原子力委員会に期待するということが現時点では考えられるのではないかと思います。

組織の位置づけ、例えば内閣府に置くかとか、各省に置くかとか、そこにどういう形態とするかという話と、その組織が独立性や専門性を実質的に備えているかどうかという話は、日本の行政組織を見ても必ずしも一致していないところがございます。

この原子力委員会は、内閣府に置かれる8条機関に相当する組織ということになっておりますが、例えば食品安全委員会のような例もありまして、客観的に第三者的な観点から評価することが不可能ではないですし、原子力委員会にはより強い権限も与えられていると認識しております。

今後は、専門性をどう高めていくかという観点、それから実質的に第三者的な観点からきちんと評価ができていくかということを、常に、それこそ国民がチェックしていく。あるいはマスメディアを含めて、あるいは関係学会等を含めてチェックしていくことも重要であると考えております。

必ずしも消極的な選択肢というわけではないのですが、今の体制を前提とすると、このような仕組みというのが妥当であろう個人的には考えているとします。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは高橋委員、お願いします。

○高橋委員

今の伊藤委員のお話でほぼ尽きている気はします。行政法学の立場から私も幅広い分野を研究してまいりました関係上、各種の委員会に参加してまいりました。その権池に照らしても、委員の意見をバランスよく入れていただいた、私の意見も含めて入れていただいたことはありがたい、と思っていて、全体的には異論はございません。

ただ、最後、8ページの話ですが、今、伊藤委員がおっしゃいましたように、現行の行政組織を考え、また、原子力委員会の義務等を考えれば、当面、原子力委員会にお願いするというのが、一つの選択肢だと私も思っています。

もっとも、8ページに独立組織の話も申し上げましたが、8条機関とである独立性を保障された機関と、各省との調整は非常に難しいところがあるのはよくわかっております。原子力委員会にまずお考えいただくということになるとは思いますが、ただお願いしたいのは、有望地の申入れがされてからでは遅いという点を原子力委員会にはお考え頂きたいと思います。原子力委員会が第三者的な立場を担うというお話であれば、やはりそのための組織を早く立ち上げていただきたい、このことは極めて重要なことだと思います。この8ページのところにそういう意見もあったということを書いて頂き、原子力委員会にお伝えいただきたい、このことを、この際ですので、明確に申し上げておきたいと思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

新野委員は、札が立っていますけれども、もうよろしいですね。

今、委員の皆さんからいろいろご意見と、それから質問的なことも含めてお話がありましたので、まず小林室長のほうから、いろいろいただいたものについて、これから閣議決定するに際して考え方を述べていただきたいと思います。

○小林放射性廃棄物等対策室長

さまざまご意見をいただきました。ありがとうございます。

順次お答えいたしますけれども、たくさんいただきましたので、もし漏れがありましたらまた指摘いただければと思います。

一つは杣山委員のほうから、ここで扱うのかと。例えば使用済み燃料の問題を一つ例に挙げられたと思いますけれども、ここで扱うのかというご議論がありました。資源エネルギー庁として、もしくは経済産業省として、エネルギー政策を進めていく上で責任を持って進めていくということは、そのとおりでございまして、この文章はこのワーキングということではなく、経産省を中心とし、閣議で決定していくという、政府全体の方針でございまして、そうした関係性のもとで、書いていきたいということでございます。

この廃棄物ワーキングの射程に入れるのかどうかということは、昨夏までの中間取りまとめの段階で、西川知事もいらっしゃった時代に、いろいろご議論があったと理解しています。

狭く申し上げれば、今の最終処分法の再処理後のガラス固化体の地層処分ということを議論しているワーキングということでございますけれども、同時にこの全体を通底する理念として、関連分野も幅広く見て、そことの整合性は見ていこうということだったと思っております。

そういう意味で、このワーキングで正面から扱う課題ということではないと思いつつ、視野には入れる。それから国としては、もしくはエネ庁としては、正面から扱っていく問題というふうにご理解いただければと思います。

それに関連しまして、これはやはりコミュニケーションというのはなかなか難しいなと改めて思ったのは、新野委員から、私のところでは扱っていないというように理解をしたというご指摘がありました。そういうつもりで申し上げたわけではなくて、このワーキングですずっと使用済み燃料対策ということを議論してきたわけではないという意味で申し上げたものでございます。国全体としては、ここは非常に重要な課題だということで、昨年4月のエネルギー基本計画にもはっきりと書き、さまざまな取り組みをしているところでございます。けれども、狭い意味でのこのワーキングでの射程には入れてこなかったと。ただし、この高レベル廃棄物の問題を議論していく上では、当然国民の関連する関心としては非常に大事なところで、そうしたところまでしっかり目配りして、施策の全体性を持ってやっているのだということを示していく上では、この政府が定める閣議決定文書に入れていったほうが、より全体性、整合性のあるものになるのではないかと、むしろ積極的に書いていきたいと思ったところでございます。

ただその一字一句の文言について、こちらですずっと議論してきたわけではございませんので、別途の議論の成果というものをできるだけ尊重して生かしていきたいと、そういうような趣旨で申し上げたということでございます。もし、先ほどの私の説明で誤解を与えたのであれば、そこは訂正させていただきたいと思えます。

それからもう一つ訂正でいきますと、辰巳委員のほうから、規制委員会も入らないのであれば原子力委員会も書かなくていいのではないかと、そういうご指摘をいただいたと思います。これ

も先ほどの私の説明がそのように聞こえたのであればですが、現時点で大変恐縮ながら、資源エネルギー庁の立場で規制委員会の関与をこうだというふうに書いて皆様にお示しするという段階にないということを申し上げたのであって、閣議決定をするまでの間に、きちんとした関与というものが大事だということについては、全く私もそう思い、必要な調整を図っていきたいと申し上げたところでございます。

それから、原子力委員会全体についてのご指摘、これは前回もいただきました、今日もたくさんいただきました。こちらについては、高橋委員から少し8条機関との関係との配慮をむしろいただいて、コメントをいただきましたけれども、私も政府の一員でございますので、今日のご意見をしっかり向こうにお伝えする責務はあるというふうに理解しています。

もしくは私の立場からしますと、この全体についての最終処分政策全体の信頼性を高めていくという観点で、もちろん国全体どういう体制を整えるかということは、非常に重要なことだと思っております。ご指摘を踏まえて、しっかりやっていきたいと思っております。

それから全体にかかわることでございますけれども、三つほど大きな話、大事なところをいただいていると思います。書くだけではなくて実行が大事だというのは、私、自分で書いていても思いますけれども、これ、非常に重たいことを、NUMOももちろんですけども、経済産業省、資源エネルギー庁としても負っていくのだということを思いながら、取りまとめをしてございます。まさにそのとおりで、それを、基本方針改定を踏まえて、しっかり目に見える形でやっていきたいと思っております。

それから、経過を示しながら、上意下達にならないようにということ、これも意見をいただきました。これもこのワーキング全体を通じて、これまでの反省ということで、一方向的に決めるのではなくて、しっかり対話をしながらやっていくのだということも、全くそのとおりだと思っています。それから3点目、これは寿楽委員からも、同じような趣旨で徳永委員からもご指摘いただいたと思うのですが、どんどん進めていくということと、しかし、信頼が十分でないという認識を持ちながらやっていくということ。これは正直申し上げて両方、今はさまざまなところから求められているところかなと思っております。

つまり、地層処分をきちんと進めていくということが大事だと。国が前面に立って取り組んでいくことが大事だという指摘と、しかし、二つ目の点にも関連しますけれども、信頼を得ながら、相手からどう見えるかということを含めて、常にインボルブメントを意識しながらやっていくということ、非常に二つ大きな難しいことを言われていると思っております。その両方に目配りしながらということが大事なことも、全くそのとおりだと思っています。

そうしたことで幾つかご指摘をいただいた、全体を通してそういうことになっているかという

ことについては、改めて責任を持って見直した上で、次のステップに入っていきたいなというふうに思っています。

もし漏れがございましたら、またご指摘いただければと思います。

○増田委員長

今、室長のほうから、基本的な考え方のお話がありましたのですが、委員の皆さん方のほうから特に。それでは伴さん、お願いします。

○伴委員

その5ページのところの私の意見を発言したところの修正案について、どのように検討されるのかということをお伺いしたいというのと、後でまたこの話があるのかもわからないのだけでも、委員長さっき基本方針を閣議決定というふうにおっしゃいましたけれども、そこまでのプロセスというのですか、それについても少し説明をいただければと思っています。

○増田委員長

それから新野委員もあれですね。どうぞ、お願いします。新野委員、それからあと次、寿楽委員と。

○新野委員

先ほどの9ページの件です。使用済み燃料の件なのですが、私の認識ですと、当初この使用済み燃料は、この会の議題ではないというふうな明確なお答えが、冒頭で最初あったように思うのです。西川知事が、そうはおっしゃいますけれども、地方では非常にこれも重要な課題だというふうなことをおっしゃって、私も地方ではやはりこれが非常に福島事故以後、クローズアップされて、住民の関心が高まっていますよというようなご意見を申し上げたつもりでいます。

私とすると、このワーキングでも当然、将来的には廃棄物になるわけですので、関連で議論すべきだと思っていた立場です。そうすると、ここに書いていただくことは、本来は、異論はないのですけれども、議論ができたかというところに若干、ここのワーキングの議論を経てこれを書くのだとすると、この議論が不足していたのではないかというような意味なのです。この内容が不足と言うよりは、ここの意思として、ここにもし書いていただくのならば、先ほどの貯蔵能力の拡大とかというところの議論は、少なくともしていなかったと思うので、それが若干残念かなというふうに思うのです。

閣議決定される内容であるというのは、当然そうかなと思います。とても重要なことなので、今の現段階では、閣議決定はこの部分に何らかがあっても自然かと思うのですが、その不足感が、若干皆さんの合意の中にあるのかなという懸念があって、発言させていただいています。

以上です。

○増田委員長

それから次、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

今のところなのですけれども、何だか私から申し上げるのもちょっと変な感じもするのですが、この貯蔵の話は、やはり使用済み燃料がきちんと安全かつ十分な余裕のある形で保管されるという状況がないと、この使用済み燃料の貯蔵のほうで、何か課題があるからといって、そのことが理由になって、したがって最終処分のことについては、これは例えば先ほどの可逆性のことで言うと、後戻りする余裕はないのだとか、この方針でやらないと、後ろが詰まってしまってますまいとかということになることを避けるためという趣旨で、この処分の方針の中に入っているのだというふうに理解しています。

ただ、今、ご指摘あったように、いろいろな懸念があって、具体的にどういう趣旨でどういう方法で保管していくのかということについては、確かに議論が必要だと思いますので、日本学術会議の暫定保管、それと組み合わせて総量管理という提案も出ておりましたが、近々に提言も取りまとまるという状況にありますので、そういったことも含めて、今後きちんと議論するということにコミットしていただくことは、あっていいのかなと思います。

それともう一つ、私、今、気づいたことなのですが、規制委員会の関与のところ、法律の定めによるところの11ページによりますと、規制委員会が意見をするというか、逆にこちらから意見を求めるところは、この4番と5番に掲げられていることとなっていて、そうだとすると、この可逆性と特に回収可能性のほうは当然、先ほど冒頭に前回の補足として室長からご紹介あったように、安全確保とのトレードオフがまずいことになっていないか。回収可能性を確保することが安全確保上、支障ないような形にするということは、他国においても規制の一定の関与があってやっているのだとすると、これを現状だと、この改定案ですと、回収可能性の話は第7のその他のところに入っているわけですが、この状態だと、規制委員会が意見したくても意見できないというようなことは起きないのかなということを思いました。

そうだとすると、例えば第4の最終処分の実施に関する事項のところ、回収可能性についての、重複に見えるかもしれないけれども、そこに何か書いておかないと、それについて、今後ということにももちろんなるわけですが、今後そういう支障がないことを規制委員会において確認くださるということの何かきっかけがつかれないのかなと。これが杞憂ならいいのですが、その辺、ご見解を伺えればと思います。○増田委員長

ありがとうございました。

辰巳委員も札が上がっています。どうぞ。

○辰巳委員

貯蔵能力の拡大についてのところなのですけれども、この前のワーキングのときに、取りまとめを行うワーキングの折に、このワーキングでのタスクは何ですかと、私は最初の日が多分確認をし、間違いなく高レベル放射性廃棄物のことがターゲットですというふうなご返事があったというふうに思っております。だからそういう意味で、この基本方針のタイトルもそうふうになっているので、そのターゲット外だろうというふうに私は思っているのですが、現場に、要するに発電所のあるところに、それを貯蔵することに関しての危なさとかいろいろな点もわかってきたというふうな状況から、今回、ここに書かれるということに関しては、やむを得ないかというふうにも思っております、つながるという意味で。

ただ、言葉を、だから、もし、その使用済み燃料を安全に管理するというのは非常に重要なことで、貯蔵に関してはやはり検討していかなければいけないという課題があるのだという、そういう意思是、意図というかはわかるわけで、私も賛成します。

そういう意味で能力を拡大するというのが、イコールそれなのかどうか分からないので、違うほうにとられることがあり得るので、ということを含めて、もう少し文言を検討していただけないかなというふうに思ったわけです。つまり、安全に管理するための貯蔵についての検討はやはり重要であるとかというふうな格好で、それを、能力を拡大するというふうに限定してしまわないというふうにしていっていただけないかという、それだけです。

以上です。

○増田委員長

それでは崎田委員、お願いします。

○崎田委員

9ページのところが、非常に議論として今、関心を集めていますけれども、私はもうちょっと素直に考えていたいなと思っています。

どういう意味かという、今まで本当に高レベル放射性廃棄物処分、この事業自体をとにかく粛々と進めていくために、どういうふうな点を見直すかということだけを話していました。それをきちんと進めるのに並行しながら、今、原子力発電所にあるものをきちんとそれに対応して管理していくことが重要ですよという、そこの視点が今まで入っていなかったのを入れることが重要だということで、ようやくここまで来て文言が入ってきたという、私は、それが今回は大きな進歩、立地地域の方が今まで負担されていた大変なご苦勞を、みんながきちんと考えながら、この事業を進めていこうという、そういう意味で、大きな一歩なのではないかなというふうに受け止

めました。

ですから、そういう意味で立地地域の方のこういう大変な思いをきちんと踏まえながら、全国で考えていくというこの問題の中に、きちんとこの文言を入れ込むということが、まず私は大きな一歩で、この後どういうふうにこの問題を、高レベルの処分と並行しながらきちんとやっていくのかというのは、立地地域の今の状況などを考えて、きちんと話して、検討していくような場がきちんとあればいいのではないかなというふうに、私は、非常に素直に感じて、これを受け止めてまいりました。

そういうふうな理解で、このまとめというのはいいいのではないかなというふうに、私は感じました。

よろしくお願いします。

○増田委員長

それではあとは高橋委員の札が上がっていますので、意見を言っていたいて、それでおしまいにしたいと思います。

○高橋委員

今のお話なのですが、基本的な対立はそんなにないのかなと思ってしまして、要するに貯蔵能力がちゃんとしているということは重要だということは、皆さんお認めになっていて、多分拡大というニュアンスがちょっと引っかかるのかなと思っています。

そういう意味では、貯蔵能力について必要な規模を確保するとか、そんな形で考えれば、要するに増えていくかもしれませんので、増えていけば当然、必要な規模は増えていくので、そういう意味では必要な規模を確保するということをはっきりさせればよろしいのかなというのが、私の感想です。その辺は後で事務局のご意見を聞けばと思います。

○増田委員長

ありがとうございました。

今、後からのご質問で、大きく、今のその他のところが関係する部分と、それからあと寿楽委員のほうから少し別の部分のご指摘と、それからあと伴委員のほうから、恐らく地域の主体性というその部分、それからあと閣議決定の手続的なプロセスのお話がありました。これは政府のほうで話をこれから進めていくので、その閣議決定の関係と、それから今、それぞれご指摘いただいたところ、最終的には文言についていろいろ意見を踏まえて、政府が考えていただければと思いますが、とりあえず今の段階で室長のほうから説明できることをお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

ありがとうございます。

まず寿楽委員からいただいた規制委員会との関係は、これは政府の仕事ですので、しっかり確認してやっていきたいと思います。

次に伴委員のご指摘、修文の具体的な意見をいただきました。最終的には閣議決定文章になりますので、今までのワーキングの議論の延長上にあるご意見だと思い、このワーキングでのほかの委員のご異論がなければ、その方向で検討してみたいと思います。

それから使用済燃料のところ、これは二つの話があります。まずこのワーキングの射程の問題については、もしくはマンデートと言ってもいいかもしれませんが、これは発足当初から変わってございません。総合エネ調という中に分科会があり、小委員会があり、ワーキングがありということで、こちらは、地層処分もしくは最終処分政策についての検討をするというマンデートのもとで議論をいただいているという状況に変わりはありません。

他方で、全体を通じまして、最終処分政策に一種の柔軟性を持たせるのだという全体の理念からしますと、このマンデートの一義的には外かもしれませんが、例えば、直接処分オプションについても、国全体としては、全く何もしないということではない。

それから時間的なことも考えまして、使用済燃料対策との関係性も視野には入れるというようなことが大事だというのが、この最終処分政策見直しの全体の理念だというふうに思っております。そうした観点から、この基本方針の中にそうしたようなことまで触れていくということが一つのメッセージなのではないかと思っておるところでございます。

それから、ここでは最終的にどうするかということは、私どもで預からせていただければと思いますけれども、ここで「拡大」と書いてあることが、引き続き誤解なきようでございますけれども、原子力発電の今後の利用のあり方に何か予断を持たすということではないわけでございます。全体、エネルギー基本計画で定めましたエネルギーの全体の考え方に基づいて、こうしたものを昨年に閣議決定しているという事実がございまして、それを現時点で、ここで踏襲しようということだけ、考え方としてお伝えしておきたいと思います。

以上でございます。

○増田委員長

あと閣議決定の関係。

○小林放射性廃棄物等対策室長

すみません。この先のプロセスは、今日のご意見も踏まえまして、早急にこちらのほうで必要な部分のチェックをし、必要であれば修正をしまして、いわゆるパブリックコメントの手続に入っていきたいと思います。

それから法律に基づきまして、原子力委員会、それから原子力規制委員会のほうに意見を求め

るという手続もございますので、そちらのほうに入っていきたい。それらが全て整ったところで、次のステップにと思ってございます。

○増田委員長

今日もいろいろご意見をいただきましたし、これまでも項目ごとに議論を積み重ねてきましたので、今日閣議決定にかけるその案ということでの、もちろんパブコメが今の話でもその前段に必要ななってきますが、基本方針について意見をいただきました。私も少し意見はあるのですが、もう特にあえて申し上げませんが、今までの皆さん方のご意見の中に含まれていますので、修文自体は、今日も幾つかそれについての話があったので、事務局のほうで今日の委員の趣旨と、それから全体で各委員がおっしゃっていることと、きちんと整合をとれるような形でというのが大前提ですけれども、その上でまた文章をよく見ていただきたいと思います。特に今回直したところとそうでないところ、全体の整合性をまた見ていただきたいと思います。それが一点。

それからあと、恐らく今日の議論でもそれがあらわれていましたが、原子力委員会の位置づけについて、これはかなり受け取り方の違いが明確になったと思うのですが、私もいろいろ言いたいところはあるんですが、いずれにしても原子力委員会に対して8条機関としての独立性は十分に尊重しつつも、やはりこちら側の意見はきちんと向こうに伝えて、それでこれからさらに原子力委員会が十分な役割を果たせるようにしていただかないといけないというふうに思います。

あえて言えば、ちょうど法律改正してスタートしたところでもありますので、ずっとこれまでの実績が積み重なってきた組織でなくて、これからというところもあるので、どういう体制であり、どういう事情かというのはまさにこれからだと思いますが、こちらのほうで出た意見をきちんと向こうの事務局に伝えた上で、十分な役割を果たせるようにしていただきたいと思います。

恐らくそういうことで、確かに委員の中でもいろいろご異論というか、懸念も含めて意見はありましたのですが、そういうことをきちんと伝えることによって、今日示されたような意見で大体収斂できるのではないかなと、私は判断していますので、あとは政府のほうで閣議決定する問題がありますが、十分にその手続をきちんと行って、取りまとめしていただきたいと思いますというふうに思います。

閣議決定文ですので、文章のニュアンスとか細かな表現ぶりについても、いろいろまた関係機関と調整することになると思いますけれども、その点よろしく願いいたします。

それからあと、当委員会として、今後議論しなければいけない課題が一番最後に整理されています。やはり政府の基本的な考え方をもとに、幅広く地域で議論していくのが必要になってきますし、そういうことを踏まえた上で、さらに地域での対話の場がきちんとでき上がるということ

になりますので、今日、まさに話し合ったように実行です。実行のほうをどういうふう確実にしていくかという、そのことについて、さらに一番最後の10ページのところだったかと思いますが、以下の論点について、引き続きこの場で議論を進めて、それでまた実際に実行していく上で、そのそれぞれの取り組みに反映させていきたいというふうに思います。

10ページのところで、次に出てきておりますのが、全国的な情報共有と、それからあと対話活動、これは事務局のほうでどういうふうに進めていくのか、また考えてもらって、この場で披露してもらって、それで本当にそのやり方でいいのかどうか、またご意見をいただきたいと

思います。

それから科学的有望地については、杌山委員のほうでいろいろ今、進めていただいていますので、どこかのタイミングで、こちらのほうでその内容についていろいろ聞き取る。そういう場を設けていきたいというふうに思います。

それからあと支援策についてですけれども、これはいろいろ政府のほうの、例えば予算を初めいろいろなことと深くかかわってくると思いますが、これもこちらの考え方を申し上げておく必要があると思いますし、そのほかさまざま課題があると思いますので、引き続きまたこのワーキングでの議論を進めていきたいというふうに思います。

大体そういうことで、今日のおしまいにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それではどうもありがとうございました。ちょうど時間が来ましたので、本日の議論は、以上でおしまいにさせていただきたいと思います。

事務局から今後の予定について。

○小林放射性廃棄物等対策室長

精力的なご審議ありがとうございました。

今後は、今、委員長からご紹介いただいたとおりで進めていきたいと思ってございます。お手元に参考資料、先ほどタイトルだけ触れた、これまでの広聴広報実績のようなものだけ置いてございますけれども、次回、そうしたもののあり方について議論したいと思ってございます。

もちろん、私ども、ないし、あわせてNUMOのほうで準備をするのですが、次回までにこうしたものを用意したほうが良いというようなことがあれば、あらかじめ言っていただきますと、より建設的な審議になるかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次回の審議日程は、また調整をさせていただきます。

今日はありがとうございました。

○増田委員長

それでは、以上です。ありがとうございました。

—了—